

農業委員会だより



遊休農地解消へ 農地パトロール

黒潮町農業委員会(山本勝也会長・委員14名、推進委員7名)は、9月から10月にかけて、今年度の農地パトロールを実施しました。

今回のパトロールでは、町内の農用地区域内を中心に昨年度の耕作放棄地実態調査で作成した図面をもとに、農地の利用状況調査や許可案件の履行状況の確認、違反転用・不法投棄の発見に努めました。

同委員会では、今後、調査結果を踏まえ、農地の利用集積・集約など有効活用に取り組み、遊休農地の解消につなげていくこととしています。

また、十分に耕作に適した土地でありながら耕作放棄され、ご自身での管理や農地中間管理機構への貸付を行う意思がないなど、今後も適正な管理が見込めない農地については、固定資産税の軽減税率が適用されず、結果的に課税額が上がる場合があります(平成28年度の税制改正により平成29年度より施行)。

耕作放棄地は全国的に増加の傾向にありますが、良好な農業環境を守るため、農地の適正な管理をお願いします。



農地パトロールの様子

利用権設定などによる貸し借り

農地の利用権設定を行うことにより、安心して農地の賃借を行うことができ、農地の有効利用にもつながります。

◆貸したい方のメリット

- ・農地法の所有権の手続きなどが不要です。
- ・貸した農地は期限がくれば、離作料を支払うことなく確実に返してもらえます(利用権の再設定により継続して貸すことができます)。

◆借りたい方のメリット

- ・契約期間は安心して利用でき、また、合意が整えば契約を更新することもできます。
- ※令和7年4月1日から、農業経営基盤強化促進法などの改正により相対契約(当事者同士の契約)が廃止され、令和7年度以降の設定については、農地中間管理機構(高知県農業公社)を通じた賃借に一本化されております。お手続きの方法については、下記連絡先までお問い合わせください。
- ※すでに設定されている利用権は、契約期間が満了するまで有効です。

農業者年金について

【農業者年金の特徴】

- ①積立方式・確定拠出型で年金額は加入者・受給者数に左右されない、少子高齢化時代に強い制度です。
- ②「国民年金の第一号被保険者」「年間60日以上農業に従事」「20歳以上60歳未満の人」であればだれでも加入できます。
- ③認定農業者または認定新規就農者で青色申告者などには、保険料の手厚い国庫補助があります。また、その配偶者や後継者で家族経営協定を締結している方も対象となります。
- ④月額1万円から6万7千円までライフプランに合わせ保険料を選択できます。
- ⑤保険料が全額社会保険料として控除されます。支払われる年金についても公的年金控除が適用されます。
- ⑥途中で脱退しても積み立てた保険料に応じ年金を受け取ることができます。また、加入者、受給者の方が80歳までに死亡した場合には、80歳までに受け取れるはずであった年金を死亡一時金として遺族の方が受給できます。

○お問い合わせ 農業委員会事務局 ☎43-1888 または、地元農業委員まで